

## 「中華人民共和国会社法」について(1)

〈有限責任原則と有限責任会社(有限会社)の設立を中心に〉

王 東明

1 はじめに

「改革・開放」政策の実施以後、中国は次第に計画経済体制から市場経済システムへ転換し、年平均一〇%(GDP)前後の高度経済成長を達成した。近年では「社会主義市場経済」を目標に、市場経済にふさわしい制度作りと立法に力を入れている。すでに「中華人民共和国企業破産法(試行)」、「中華人民共和国経済合同(契約)法」、「中華人民共和国労働法」、「中華人民共和国商業銀行法」および「中華人民共和国公司(会社)法」(以下「会社法」と略称)など経済関連の法律を相次いで制定し、法体制の整備を急ピッチですすめている。

今までの企業関連法規および条例は主に中国の企業分類(国有、集団所有、個人所有、外資系企業)によって個別に制定され、法の適用範囲もその企業分類に限定されるのが特徴であった。このような企業分類によってつくられた法律は、国有工業企業を対象とする「中華人民共和国全民所有制(国有)工業企業法」(一九八八年八月実施)をはじめとして、外資系企業を対象とする「中華人民共和国中外合資経営企業法」(一九七九年七月実施)、「中華人民共和国外資企業(単独出資)法」(一九八六年四月実施)、「中華人民共和国中外合作(協力)経営企業法」(一九八八年四月実施)、そして農村の郷鎮企業(集団所有)を対象とする「中華人民共和国郷鎮企業

法」(一九九七年一月実施)がある。また、都市部の集団企業および私営企業(八人以上を雇う)に対してはそれぞれ「条例」が公布された。

しかし一九九三年一月二十九日の第八回全国人民代表大会常務委員会第五次會議は、このような中国独特の企業分類の枠を超え、企業の法規定に乗り出すことになり、「中華人民共和国会社法」を公布した。「会社法」は九四年七月一日から施行され、現在まで既に三年の歳月を経た。

小稿では「会社法」に基づき有限責任制と有限責任会社(有限公司)の法規定の主な内容を紹介しよう。

## 2 「会社法」の構成と目的

「会社法」は十一章二百三十条から構成されている。その内容は、第一章…「総則」(一条〜一八条)。第二章…「有限責任会社【有限責任公司】の設立および組織機構」(一九条〜七二条)。設立、組織機構、国有単独出資会社)。第三章…「株式会社【股份有限公司】の設立および組織機構」(七三条〜一二八条)。設立、株主總會、取締役会・支配人、監査役会)。第四章…「株式会社【股份有限公司】の株式の発行および譲渡」(一二九条〜一五八条)。株式の発行、株式の譲渡、上場会社)。第五章…「会社債券」(一五九条〜一七三条)。第六章…「会社の財務と会計」(一七四条〜一八一一条)。第七章…「会社の合併、分割(分立)」(一八二条〜一八八条)。第八章…「会社の破産、解散および清算」(一八九条〜一九八条)。第九章…「外国会社の事業所(分支機構)」(一九九条〜二〇五条)。第十章…「法律責任」(二〇六条〜二二八条)。第十一章…「附則」(二二九条〜二三〇条)という構成になっている。

「会社法」の目的は第一章第一条の「総則」に明記してある。すなわち同法は「現代企業制度(近代的な企業制度)」確立の要請に応え、会社の組織および行為を規範化し、会社、株主(股東)および債権者の合法的權益を保護し、社会の経済秩序を確保し、社会主义市场经济の発展を促進するために、憲法により、本法を制定すると規定している。

一九九三年一月第一四回中国共産党中央委員会第三次全体會議は「社会主义市场经济体制」を確立するという改革の方針を決め、この「社会主义市场经济体制」の基礎は公的所有を主体とする「現代企業制度(近代的な企業制度)」であるとした。<sup>(2)</sup>「会社法」はこのような背景の下で制定され、その目的はいまでもなく計画経済でのいわゆる「無限責任」制の国有企業を根本的に改組し、「有限責任制」に基づく「現代企業制度(近代的な企業制度)」を確立することにある。「会社法」の公布以後、九五年から國務院は一〇〇社の国有企業を選んで「現代企業制度(近代的な企業制度)」改革の実験を開始し、各地方政府もそれに対応して一、〇〇〇社あまりの企業で企業制度改革をスタートさせた。

本法のもう一つの目的は会社の權益、そして出資者(株主)および債権者の權利を保護すること、また公平な市場競争条件を保つため、会社の組織および行為をルール化し、経済秩序を維持して最終的に「社会主义市场经济」の発展を促進することである。

## 3 有限責任原則

「会社法」の最大の特徴あるいは基本原則は有限責任制を採用することである。法の適用範囲および対象は中国国内で設立される有限責任会社【有限責任公司】および株式会社【股份有限公司】である(第二一条)。有限会社はその名称のうちに【有限責任公司】(有限責任会社)の文字を、株式会社は【股份有限公司】(株式会社)の文字

を表記しなければならぬ(第九条)。「会社法」は会社の対象を有限責任会社【有限責任公司】と株式会社【股份有限公司】に限定し、会社名には必ず「有限」という二文字を明記しなければならないと定めた。

本法の第三条で、有限責任会社および株式会社は企業法人であり、法人化した会社の責任は、有限責任会社の場合、株主はその出資額を限度として会社に対して責任を負い、会社は、その全資産をもって会社の債務に対して責任を負う。また、株式会社の場合、その資本が等額の株式に分けられ、株主はその所有株式を限度として会社に対して責任を負い、会社はその全資産をもって会社の債務に対して責任を負うと規定している。

また第四条では、会社の株主は、出資者として、会社に投入した資本額に基づき、所有者としての資産受益、重要な政策決定、管理者の選任などの権利を有する。また会社は株主の出資によって形成されたすべての法人財産<sup>3)</sup>を有し、法に基づき民事上の権利を有し民事責任を負う。また会社における国有資産の所有権は国家に属すると規定した。

「会社法」は、有限責任会社および株式会社に法人格(企業法人)を与えると同時に、会社および株主の権利と義務が有限責任であることを明確に定めている。つまり会社の所有者としての株主(出資者)は、その出資額あるいは所有株式を限度として会社に対して責任を負い、逆に出資額以上の責任を負わないことになっており、また出資額に基づき、資産受益、重要な政策決定、管理者の選任など意思決定の権利を有する。

一方会社は、企業の全資産をもって会社債務の責任を負い、また企業法人として民事責任を負うことになっている。その他、会社は、その全ての法人財産をもって法に基づき自主的に経営し、損益を自己負担する(第五条)ことになっている。

さらに会社は、他の有限責任会社および株式会社に投資することができ、その出資額の限度内で、投資した会

社に対して責任を負う。しかし累積投資額は(国務院の定める投資会社および持株会社を除き)、自社の純資産額の一〇〇分の五〇を超えてはならない(第十二条)。「会社法」は会社は他社の投資に対しても有限責任の原則に立つ。また、会社は、支店(分公司)と子会社を設立することができる。支店(分公司)の場合は企業法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。しかし子会社は企業法人格を有し、法に基づき独立して民事責任を負う(第十三条)。つまり子会社だけに企業法人格を与えている。

以上の通り、「会社法」は有限責任の原則を会社(有限責任会社、株式会社)と出資者(株主)に対して厳格に適用し、会社および出資者(株主)はその出資額を限度として権利と義務を果たし、また会社は企業法人として民事責任を負うことになっている。したがって「会社法」が規定した会社(有限責任会社、株式会社)を典型的な国有企業(全人民所有制)と比べると、その根本的な区別は企業が有限責任制を導入しているかどうかということになるであろう。

#### 4 有限責任会社(有限会社)の設立

「会社法」の第二章「有限責任会社の設立および組織機構」の第十九条は、有限責任会社の設立条件を次のように規定している。すなわち有限責任会社の設立は、下記の要件を具備しなければならない。(1)法定株主数の遵守。(2)株主の出資による法定最低資本金額の達成。(3)会社定款の株主による共同作成。(4)会社名称の確定、有限責任会社の要件に合致する組織機関(「組織機構」)の確立。(5)固定した生産営業所および必要な生産経営条件の具備。以上の法規定と照応する幾つかの具体的な条件は、次の通りである。

まず有限責任会社の法定株主数は二人以上五〇人以下とし、会社は株主の共同出資により設立される。しかし

国の授權投資機構または国の授權機関（部門）は単独出資の有限責任会社を設立することができる（第二十条）。特に、この国有単独出資会社の規定は、現在進行中の国有企業制度改革に合わせ、今後、一部の国有企業を単独出資有限責任会社に改組させるために設けられた規定であり、「会社法」の特徴を表わしている。

なお、本法の実施以前に設立された国有企業は、本法に規定する有限責任会社の設立条件に適合する場合、単独出資の有限責任会社に改組することができる。複数の投資主体の場合は、第十九条第一項（つまり第二十條の二人以上五〇人以下株主数の規定）による有限責任会社に改組することができる。

その他、外資企業も単独出資の有限責任会社を設立することができる。第十八条では、外国投資者が投資する有限責任会社には、本法を適用する。但し、中外合弁企業、中外合作経営企業、外資企業（単独出資）については法律に別段の定めがある場合その規定に従う。一九八六年四月実施された「中華人民共和国外資企業法」では、外国投資者は単独出資の有限責任会社（外資企業）を設立することができる（第一条）と規定している。

以上の通り、有限責任会社の法定株主数は二人以上五〇人以下に限定されており、その除外例として国の授權投資機構（国有企業など）と外国投資者は単独出資の有限責任会社を設立することができるとなっている。

登録資本について、第二十三条は、有限責任会社の登録資本を登記機関に登記された株主全員による払込済出資額と定めている。有限責任会社の登録資本は下記の最低限度額を下回ってはならない。（一）生産経営を主とする会社は五〇万人民元。（二）商品の卸売を主とする会社は五〇万人民元。（三）商品の小売を主とする会社は三〇万人民元。（四）科学技術開発、コンサルタント、サービス業の会社は一〇万人民元。但し、特定業種の最低登録資本額が前項で規定する限度額を上回る必要がある場合、法律、行政法規により別途定めるとしている。以上のように生産企業、商業（卸売、小売）、サービス業ごとに登録資本の最低額を定めているが、特に科学技

術開発、コンサルタント、サービス業については、他の業種に比べ会社を設立しやすいよう配慮していることがわかる。

また出資方法については、株主は金銭（貨幣）による出資の他、有体財産（現物出資）、工業所有権、非特許技術、土地使用権を評価し出資することもできる（第二十四条）。増資するときは株主は優先的に出資を引受けることができる（第三十三条）。会社の登記後、株主に投資の払戻をしてはならない（第三十四条）。株主は一旦出資したあと、その出資の払戻を要求することはできない。但し出資の譲渡を要求することはできる。

出資の譲渡については、株主間で出資額の全部または一部を相互に譲渡することができる。しかし株主が株主以外の者にその出資を譲渡するときは全株主の過半数の賛成を経なければならぬ。譲渡に不賛成の株主は当該出資を買受けることを要求でき、もし当該出資を買受けなければ譲渡に賛成したものと見なされる。また株主の譲渡賛成を得た出資については、その他の株主は同等の条件で当該出資額の前買権を有する（第三十五条）と規定している。

その他、会社の利益に関して、株主は自己の出資分に比例して利益配当を受ける（第三十三条）権利がある。株主の利益配当の請求範囲はその出資の割合によって決まる。

会社の定款は株主による共同作成を要求され、その内容は下記の事項を明記しなければならない。（一）会社の名称および住所。（二）会社の経営範囲。（三）会社の登録資本。（四）株主の氏名または名称。（五）株主の権利および義務。（六）株主の出資方法および出資額。（七）株主の出資を譲渡する条件。（八）会社の機関およびその選任方法、権限、議事規則。（九）会社の法定代表者（法定代表人）。（十）会社の解散事由および清算方法。（十一）株主が規定を必要とするその他の事項。また、すべての株主は会社の定款に署名、捺印しなければならない

らない(第二十二條)。

#### 5 有限責任公司(有限会社)の組織機構

有限責任会社の組織機構は株主総会(股東会)、取締役会および監査役会から構成されている。これらの組織機構の主な機能と権限は次の通りである。

##### (1) 株主総会(股東会)

株主総会は会社の最高意思決定機関(権力機構)であり、全株主により構成され、本法に従い権限を行使する(第三十七條)。株主総会は下記の権限を行使する。

(1) 会社の経営方針および投資計画の決定。(2) 取締役の選任および解任、取締役の報酬に関する事項の決定。(3) 株主の代表として就任する監査役の選任および解任、監査役の報酬に関する事項の決定。(4) 取締役会【董事会】報告書の審議、承認。(5) 監査役会【監事会】または監査役の報告書の審議、承認。(6) 会社の年度財務予算案および決算案の審議、承認。(7) 会社の利益配当案および欠損補填案の審議、承認。(8) 会社登録資本の増加または減少についての決議。(9) 会社債券発行についての決議。(10) 株主以外の者に対する出資持ち分の譲渡についての決議。(11) 会社の合併、分割、会社形態の変更、解散および清算などの事項についての決議。(12) 会社定款の改正(第三十八條)。

株主総会は会社の最高意思決定機関であり、会社の経営方針および投資計画、取締役および監査役の選任および解任など一二項目の決定権を持っている。

株主総会の会議では、株主は出資割合に基づき議決権を行使する(第四十一條)。会社登記資本の増加または減少、分割、合併、解散または会社形態の変更についての決議は、議決権を有する株主の三分の二以上の賛成を経なければならぬ(第三十九條)。会社定款の改正も三分の二以上の議決権を有する株主の賛成が必要になっている(第四十條)。

##### (2) 取締役会【董事会】

取締役会について第四十五條では、次の規定がある。すなわち有限責任会社では、取締役会を設置し、その構成員は三人から三人とする。二つ以上の国有企業または二つ以上の国有投資主体の投資により設立されたその他の有限責任会社ではその取締役会構成員の中に、職員・労働者の代表を含まなければならない。取締役会における職員・労働者の代表は会社の職員・労働者の中より民主的に選出される。取締役会は、代表取締役会長一名を置き、副会長一名ないし二名を置くことができる。代表取締役会長、副会長の選任方法は会社の定款により定める。代表取締役会長は会社の法定代表者とする。

第四十五條の規定では二つ以上の国有企業または二つ以上の国有投資主体の投資により設立されたその他の有限責任会社は、その取締役会構成員(三人から三人)の中に必ず職員・労働者の代表を含むことが特徴と言えよう。

取締役会は株主総会に責任を負い下記の権限を行使する(第四十六條)。(1) 株主総会の招集、株主総会への活動報告。(2) 株主総会決議の執行。(3) 会社の経営計画および投資案の決定。(4) 会社の年度財務予算案、決算案の作成。(5) 会社の利益配当案および欠損補填案の作成。(6) 会社登録資本の増加または減少案の作成。

(7) 会社の合併、分割、会社形態の変更、解散案の作成。(8) 会社内部管理機構設置の決定。(9) 会社の支配人、(経理、総経理・社長) (以下は支配人(経理)と略称)、財務責任者の選任または解任、その報酬の決定。(10) 会社基本管理制度の制定。

取締役会は株主総会に対して責任を負っており、株主総会の招集、会社の経営計画および投資案の決定および会社の支配人、財務責任者の選任または解任など一〇項目の権限を持っている。

取締役の任期は会社の定款により規定される。任期は三年を超えてはならない。任期満了後、取締役は再任を妨げない。株主総会は取締役の任期満了前に正当な事由なく解任してはならない(第四十七条)。

取締役会会議は、代表取締役会長により招集され主宰される。会長が特別な事由により職務を遂行できない場合、会長が指名した副会長またはその他の取締役ににより招集され主宰される。三分の一以上の取締役に提案により取締役会会議を開催することができる(第四十八条)。

有限責任会社には取締役ににより選任または解任される支配人を置く。支配人は取締役に責任を負い下記の権限を行使する(第五十条)。(1) 会社の生産経営管理業務の主宰、取締役会決議の実施。(2) 年度経営計画および投資案の実施。(3) 内部管理機関設置案の作成。(4) 基本管理制度案の作成。(5) 諸規則の制定。(6) 副支配人、財務責任者の選任または解任の提案。(7) 取締役会の選任または解任する以外の管理責任者選任または解任。(8) 会社定款および取締役に授与したその他の権限。支配人は取締役会会議に出席(列席)する。有限責任会社の支配人(経理)は日常の生産経営を管理し、会社の具体的な業務を執行し、取締役に對して責任を持つ。

### (3) 監査役会

経営規模の大きい有限責任会社は監査役会を設置し、その構成員は三人を下回ってはならない。監査役会はその構成員の中から一名の招集権者を選任しなければならない。監査役会は株主の代表および適切な比率で選出した職員・労働者から構成される。具体的な比率は会社の定款で規定される。監査役会における職員・労働者の代表は職員・労働者の中から民主的に選任される(第五十二条)。

株主数の少ない規模の小さい有限責任会社の場合、一名ないし二名の監査役を置くことができる。しかし取締役、支配人および財務責任者は監査役を兼任してはならない(第五十二条)。

監査役の任期は三年とする。監査役は任期満了後、再任を妨げない(第五十三条)。監査役会または監査役は下記の権限を行使する(第五十四条)。(1) 会社財務の監査。(2) 取締役、支配人の会社業務執行中における法律、行政法規または会社定款の違反行為に対する監督。(3) 取締役および支配人の行為が会社の利益を侵害した場合、取締役および支配人に対する是正の要求。(4) 臨時株主総会開催の提案。(5) 会社定款で定めたその他の権限。また監査役は取締役会会議に参加(列席)することができる。

以上、有限責任会社の株主総会、取締役会および監査役会のそれぞれの責任と権限、そして株主、取締役、支配人および監査役のそれぞれの責任と権限を見てきた。しかし下記の事項のいずれかに該当する者は、会社の取締役、監査役、支配人に就任してはならない(第五十七条)。

(1) 禁治産者【無民事行為能力】および準禁治産者【制限民事行為能力】。(2) 汚職、贈収賄、財産の侵害、財産流用の罪、または社会経済秩序の破壊の罪を犯したことにより、刑罰に処せられ、刑期満了後五年未満の者、

あるいは犯罪により政治権利を剥奪され、執行期間満了後五年未満の者。(3) 経営不良による破産・清算会社の取締役または工場長、支配人が破産に個人責任を負った場合、その破産清算完了後の日より三年未満の者。(4) 違法行為により営業許可が取り消された会社の法定代表者に就任し、かつ個人責任を負った場合で、当該会社の営業許可書が取り消された日より三年未満の者。(5) 個人で多額の負債を負い、返済期限後も未弁済の者。

会社が前項規定に違反して、取締役、監査役、支配人を選任し、任命した場合、当該選任、任命は無効である(第五十七条)。

さらに第五十八条では、国家公務員が会社の取締役、監査役、支配人を兼任してはならないと規定し、国家公務員の会社役員人事の兼任を禁じている。

## 6 国有単独出資会社【国有独資公司】

国有単独出資会社とは、国の授権投資機構または授権機関(部門)が、単独出資により設立した有限責任会社をいう。国務院が指定した特殊製品製造会社または特定業種に属する会社は、国有単独出資会社の形態を採用しなければならない(第六十四条)。

国有単独出資会社の特徴は、その株主が一人(国家株主)であり、株主総会を設置しない(第六十六条)。国の授権投資機構または授権機関(部門)は株主総会のない国有単独出資会社の取締役に授権し、それが株主総会の権限の一部を代行し、重大事項を決定する。但し会社の合併、分割、解散、資本の増加、減少および会社債券の発行は、国の授権投資機構または授権機関(部門)により決定されなければならない(第六十六条)。会社

の定款も国の授権投資機構または授権機関(部門)の認可を受ける(第六十五条)。国の授権投資機構または授権機関(部門)が、法律・行政法規に従い、国有単独出資会社の資産を監督管理する(第六十七条)。ここで国の授権投資機構または授権機関(部門)が實際上株主総会の役目を果たすことがもう一つの特徴である。

国有単独出資会社は取締役会を設置し、本法第四十六条、第六十六条の規定に従い、権限を行使する。取締役の任期は三年とする。また取締役会の構成員は三人から九人であり(一般の有限責任会社は三人から一三人まで)、国の授権投資機構または授権機関(部門)により、任命または解任される。取締役会構成員の中に会社職員・労働者の代表を含まなければならない。取締役会の職員・労働者代表は職員・労働者の中から民主的に選任される。さらに取締役会は代表取締役会長一名を置き、必要に応じて副会長を置くことができる。代表取締役会長、副会長は国の授権投資機構または授権機関(部門)により取締役会構成員の中から任命(指定)される。代表取締役会長は会社の法定代表者となる(第六十八条)。

ここでは、国有単独出資会社の代表取締役会長、副会長および取締役は国の授権投資機構または授権機関(部門)の任命制であるが、しかし取締役会構成員の中には会社職員・労働者の代表が含まれる。労働者の積極的な経営参加を促すという特徴を持つ。

国有単独出資会社の経営責任者である支配人は、取締役に選任、解任される。支配人は本法の第五十条の規定に従い権限を行使する。取締役会の構成員は国の授権投資機構または授権機関(部門)の同意を得て、支配人を兼任することができる(第六十九条)。しかし、国有単独出資会社の代表取締役会長、副会長、取締役、支配人は、国の授権投資機構または国の授権機関の同意を得なければ、その他の有限責任会社、株式会社またはその他の経営組織の責任者を兼任してはならない(第七十条)。

国有単独出資会社の資産譲渡は、法律、行政法規の規定に従い、国の授権投資機構または授権機関（部門）の認可を受け、財産権移転の手続きが行なわれる（第七十一条）。

7 むすびにかえて

以上、「会社法」の第一章「総則」と第二章「有限責任会社【有限責任公司】の設立および組織機構」の内容を中心に、「会社法」の目的および有限責任原則を考察し、主に有限責任会社【有限責任公司】の設立および組織機構を紹介した。株式会社【股份有限公司】の設立および組織、株式発行および譲渡、法律責任などについては、引き続き別の機会に紹介することにしよう。

注

- (1) 現代企業制度（近代的な企業制度）については、拙稿「中国国有企業の『現代企業制度』改革——福州第二化学工場の事例を中心に——」『証券経済研究』（一九九七年一月第五号）を参照されたい。
- (2) 「社会主義市場経済体制の確立に関する若干の問題についての決定」による。中共福建省委政策研究室、福建省経済委員会編「国有企業改制建制政策文件汇编」一四三頁～一七七頁。
- (3) 「法人財産権」について、現在の中国では所有を二元化（所有権、財産権）した考え方がある。馬資「所有権と財産権」『企業改革与股份制（2）』中国国際広播出版社、一九九四年、四三頁～四四頁。奥村宏「所有とは何か——中国の株式会社が問いかけているもの」『世界』岩波書店、一九九五年八月号）を参照されたい。

【参考文献】

王立民編「公司法基礎知識」立信會計出版社、一九九四年。

志村治美監訳、王進生訳「中国会社法」『国際商務法集』Vol.22.No3.No4.No5(1994)。

範恒山、彭建国「現代企業制度全書」中国物価出版社、一九九五年。